

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成28年8月21日 16時40分ごろ
発生場所	滋賀県大津市木戸八屋戸浜東方沖（琵琶湖南西部） 下山神三等三角点から真方位062°165m付近 （概位 北緯35°11.9′ 東経135°55.5′）
事故の概要	水上オートバイロケットマンは、遊走中、同乗者2人が落水し、1人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年8月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ロケットマン、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	253-29912滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 水象：水面 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、後部に同乗者2人を乗せ、約50～60km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走中、船長が、同乗者に旋回することを告げずに右に急旋回した際、同乗者2人が左方向に投げ出されて落水し、1人が頭部を負傷した。 船長は、水上オートバイの操縦経験が10年以上あった。 同乗者2人は、前の者の体に抱きつくようにつかまっていた。
分析	本船は、船長が、約50～60km/hの速力で遊走中、右に急旋回したことから、同乗者2人が左方向に投げ出されて落水し、1人が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、約50～60km/hの速力で遊走中、右に急旋回したため、同乗者2人が左方向に投げ出されて落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・旋回する場合には、同乗者へ告げ、安全な速力に落としてから行うこと。